

令和5年度 吉野川市はばたけ！！若者応援プロジェクト事業補助金募集要項

1. 本事業の目的

本事業は、流行に敏感で豊かな発想を持つ若者が本市で行う事業やイベント（以下「事業等」という。）を支援することにより、本市の魅力あるまちづくりを推進することを目的とします。

2. 本事業の概要

本事業は、若者を中心として構成される団体（法人を含む。）や若者個人が本市に提案する事業等のプロジェクトについて、書類やプレゼンテーションで審査し、採択された団体・個人（以下「補助対象者」という。）に対して補助金を交付する事業です。採択された補助対象者には、市でガバメントクラウドファンディング（返礼品有）を実施し、集まった寄附金を翌年度に補助金（寄附金から必要経費を除いた額）として交付します。

3. 用語の定義

この募集要項における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 若者 学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法76条第1項に規定する中学部に限る。）を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了している者であって、令和4年度における年齢が満45歳未満（昭和52年4月2日以後に生まれた者）の者をいう。
- (2) ガバメントクラウドファンディング ふるさと納税制度を活用し、目標金額や募集期間等を定め、特定の事業に対する寄附金を募る手法をいう。

4. 補助対象団体・個人

補助金の交付の対象となる団体・個人（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 個人にあつては、若者（年齢が20歳以上である者に限る。）であること。
- (2) 団体にあつては、3人以上で構成され、若者の代表者を含めた構成員の過半数が若者であること。
- (3) 代表者及び法人に市町村税の滞納がないこと。
- (4) 政治活動及び宗教活動を主たる目的として活動するものでないこと。
- (5) 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。

5. 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が吉野川市内で実施する事業等（地域活性化に寄与すると認められるものに限る。）であつて、【11. 審査の実施】に定める審査により採択を受けたものとします。ただし、次に掲げるものを除きます。

- (1) 1事業あたり補助対象経費が50万円未満のもの
- (2) 従来から行われている事業等をそのまま実施するもの
- (3) 法令等に違反するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (6) その他市長が適当でないと認めるもの

6. 補助対象事業の実施期間

補助対象事業の実施期間は、令和6年4月1日（月）以後の補助金の交付決定日から事業の完了した日又は令和7年3月31日（日）までのいずれか早い日までとします。

※実施期間外に支払ったものについて、補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。

7. 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する次の経費（請求書・領収書等により、支払が確認できるもの）とします。

補助対象経費	内容
報償費	講師、専門家等、補助事業協力者等への報償・謝礼
旅費	講師、専門家等を招聘するための交通費、宿泊費
消耗品費	消耗品の購入費、燃料費
印刷製本費	資料等の印刷費
通信運搬費	電話料、郵送料等
使用料及び賃借料	会場借上料、コピー使用料、リース・レンタル料等
広告宣伝費	新聞、雑誌への掲載料等
委託費	専門機関等への調査委託等
備品購入費	購入単価が1万円を超える備品
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

※次に掲げるものは対象となりませんので、ご注意ください。

- (1) 事務所を運営するための経常経費
- (2) 構成員に対する人件費又は報償費等
- (3) 補助対象者の構成員の飲食費又は親睦に要する経費
- (4) 対象事業以外の事業でも使用が可能な汎用性の高い備品の購入に要する経費

※備品については、賃借又はリースをすることができない物品であり、かつ該当事業の実施に必要であって、事業終了後の取扱いが明確な物品に限り、備品購入費を認めるものとします。備品購入費を予算に計上する場合は、見積書等の参考資料を添付してください。

8. 寄附金の目標金額

【11. 審査の実施】に定める審査により補助対象事業としての採択を受けた後に、補助対象事業1件につき300万円（個人は100万円）を**目安とするガバメントクラウドファンディング**を実施します。補助対象事業における寄附金の目標金額は、審査により、採択の条件として応募時の金額から変更される場合があります。その場合は、変更後の寄附金の目標金額としてガバメントクラウドファンディングを実施します。

9. 採択数及び補助金の額

(1) 採択数 1個人につき1事業まで応募することができるものとし、3補助対象者を限度とします。必ず採択されるとは限りません。

(2) 補助金の額

ガバメントクラウドファンディングの実施により集まった寄附金の額から、ガバメントクラウドファンディングを実施した際に要した必要経費（ふるさと納税ポータルサイトの利用手数料、決済手数料、寄附者に提供する返礼品の費用及びその発送に要する経費相当額）を差し引いた金額とします。

※返礼品にもよりますが、補助金額が寄附金額の半額程度になると見込んでください。

10. 応募方法

(1) 応募期限 令和5年4月3日（月）から令和5年5月31日（水）まで

(2) 受付期間 月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の午前9時から午後5時まで
郵送による申請の場合は令和5年5月31日（水）当日消印有効

(3) 申込方法 上記期間に必要な書類（「(5) 必要書類」参照）を持参又は郵送により提出（FAXやメールによる提出は不可）

(4) 提出先 〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115番地1
吉野川市産業経済部商工観光課 商工振興係

(5) 必要書類

ア 応募申込書兼企画提案書（別紙様式1～4）※企画提案に係る参考資料等があれば添付。

イ 団体の規則等（定款、規約、会則、決算書等）

※団体の規則等を備えていない場合は、採択後に必ず作成してください。個人は不要です。

ウ 応募者及び構成員の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）の写し

エ 代表者及び法人に市町村税の滞納がないことを証する書類

※本市に住所を有する代表者及び法人に限り市税調査の同意（別紙様式5）があれば省略可。

オ 法人の場合にあつては、法人登記簿謄本

カ その他必要となる添付書類（補助対象経費の積算根拠となる見積書等）

※応募者が自ら準備したものを返礼品としたい場合、必要書類とあわせて市が指定する吉野川市ふるさと納税推進事業記念品登録申請書をご提出ください。

11. 審査の実施

(1) 審査方法

ア 市が設置する吉野川市はばたけ！！若者応援プロジェクト事業補助金審査会において、応募申込書兼企画提案書等に基づき書類審査（1次審査）を実施します。

イ 1次審査の結果は全応募者に通知し、プレゼンテーション審査（2次審査）を実施する応募者には実施場所や開催日時等の詳細を併せて通知します。

ウ 2次審査を終了した応募者には、結果を通知し、補助対象事業として採択された応募者にあつては、寄附金の目標金額を併せて通知します。

(2) 審査のポイント

書類審査及びプレゼンテーション審査の基本的なポイントは以下のとおりです。

書類審査（1次審査）

1. 応募申込について募集要項に則したものであるか。
 - ①応募者が応募申込できる要件を満たしているか。
 - ②取組内容が地域活性化に寄与するものであるか。
 - ③募集要項で禁じられている事業内容に該当しないか。
2. 事業計画について事業実現が可能な内容となっているか。
 - ①従来実施してきた内容になっていないか。
 - ②事業期間内に事業を完了することができるか。
 - ③事業予算内で事業を実施し、完了することができるか。
 - ④ガバメントクラウドファンディングが目標金額に達しない場合でも事業規模を縮小するなど事業を実現できる可能性があるか。
 - ⑤寄附金が目標額を上回った場合、事業計画に影響のない軽微な変更により実施できるか。

プレゼンテーション審査（2次審査）

1. 事業目的について
 - ①事業内容が、地域課題を解決し、又は吉野川市の魅力を増大させる内容となっているか。
 - ②市内外の寄附者から賛同を得られる事業であるか。
2. 事業内容について
 - ①事業の内容、手法等について、若者ならではの独創性や先進性があるか。
 - ②事業内容や予算の計画性があり、提案された事業手法・スケジュール等は実現可能なものであるか。
 - ③事業内容に見合った経費の見積もりとなっているか。
3. 事業効果及び目標について
 - ①事業による効果が期待できるか。
 - ②目標や将来展望が具体的かつ実現性があるものか
 - ③事業内容を効果的に周知・発信できる手法・体制が講じられているか。
4. 応募者の適正・継続性について
 - ①事業実施に必要な組織の体制・人員は整っているか。
 - ②協賛金や自己資金の確保に努めるなど、責任を持って履行できる団体であるか。

1 2. 採択後の手続き等

(1) 採択された補助対象事業については、審査会の採択により決定した寄附金の目標金額でガバメントクラウドファンディングを実施するため、採択された補助対象者は「ふるさとチョイス」等のウェブサイトに掲載する活動PR用の動画及び説明文章等の制作をし、市がその内容を確認します。

※魅力的で寄附者からの共感が得られるようなストーリーや写真などの提出が必要となります。

※活動PR用の動画の制作は市の予算の範囲内で行います。

(2) 団体の規則等を備えられていない団体は、規則等を作成してください。

(3) ガバメントクラウドファンディング実施後は、市から補助対象事業として採択された補助対象者へ交付決定予定額を通知します。

(4) 交付決定予定額の通知を受けた補助対象者は、市に対して令和6年4月1日（月）以後に市が指定する様式で補助金の交付申請をしてください。

(5) 市より交付決定通知書を送付します。

1 3. 寄附者への返礼品等

(1) 寄附者への返礼品は、吉野川市ふるさと納税推進事業要領に基づき送付します。

(2) ふるさと納税の制度上、吉野川市から返礼品を送付できるのは、吉野川市内に住民票を有しない寄附者です。市内に住民票を有する寄附者に対しては返礼品を送付することはできません。

※吉野川市民でも寄附をすることは可能です。

(3) 寄附者に対する返礼品については、吉野川市がふるさとチョイスに掲載している市特産品の中から選択していただきます。

(4) 補助対象者が自ら準備したものを返礼品とする場合、返礼品として承認される必要がありますので、応募時に吉野川市ふるさと納税推進事業記念品登録申請書をご提出ください。

1 4. その他の留意事項

(1) 応募に係る費用は全て応募者の負担とします。

(2) 提出書類は審査のみに使用し公開しません。なお、提出書類は返却しません。

(3) 書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めません。

(4) 応募状況、審査結果等に関する問い合わせには応じられません。

(5) 補助対象経費はこの事業として明確に区分できるものであり、その必要性及び妥当性が証拠書類によって明確に確認できるものとします。

(6) 実施事業の状況について市からの聴取にご協力いただきます。

(7) 事業計画に記載した経費で交付の決定を受けたものであっても、その後の実績報告書審査において市が対象外と判断した場合は、自己資金等で対応していただきます。

(8) 採択時や事業終了時に採択団体・個人の名称、事業計画の名称及び概要、事業実績について、市のホームページ等で公表することがあります。また、事業内容及び成果について、市等が制作する各種発行物等への記事掲載や行事の場での展示、会議等における報告等にご協力いただく場合があります。

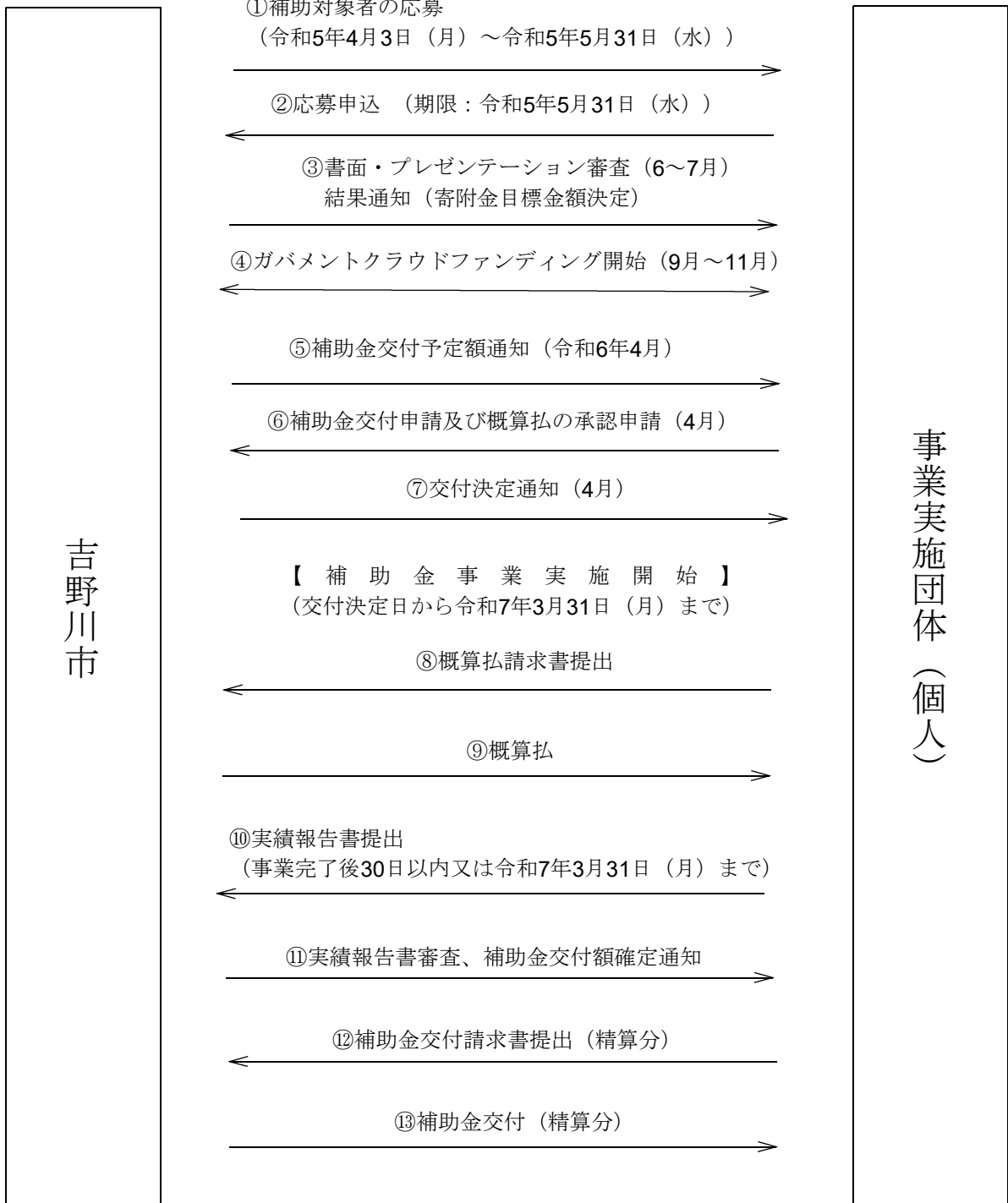
(9) 補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないでください。ただし、補助対象者が、当該財産に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではないものとします。

(10) 応募内容に関する情報等については、本事業終了後も市において適正な管理を行いますが、特別なノウハウや秘匿性の高い技術等については、応募者の責任において特許申請や実用新案等

の法的保護に係る適正な処置を行ってください。

- (1 1) 事業実施に伴う成果物や経理書類等は事業終了後 5 年間保存してください。
- (1 2) 事業実施期間中及び事業終了後の検査等により不適切な事項が判明した場合は、補助金の交付決定や交付がなされたものであっても、交付決定の取り消し、あるいは交付された補助金の全部又は一部の返還請求を受けることがあります。
- (1 3) 事業実施に当たっては、本募集要項及び吉野川市若者応援プロジェクト事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の内容を遵守してください。募集要項及び交付要綱に定めのないことで、不測の事態が生じた場合は、市と補助対象者が誠実に協議をした上で、決定することとします。
- (1 4) 補助金の交付を受けた場合、受けた翌年度から最長 5 年間、事業成果に係るヒアリングを受けていただきます。

15. スケジュール



※⑫、⑬において、補助金の返還手続きを行う場合があります。

16. 問い合わせ先 ※お気軽にご相談ください。

吉野川市産業経済部商工観光課 商工振興係

TEL : 0883-22-2226 FAX : 0883-22-2237

MAIL : shoukoukankou@yoshinogawa.i-tokushima.jp